



その4 運輸部

改正倉庫業法のポイント

新しい倉庫業法が施行されます。

倉庫業は、国民生活に欠くことのできない重要な物資を大量に扱い、その保管機能を通じて物資の需給調整、物価の安定等に資する事業であり、わが国における産業活動や国民生活を維持していくうえで極めて重要な役割を果たしています。特に生活物資のほとんどを県外から移入に頼つてゐる沖縄県においては、特に重要な事業のひとつだと言えます。一方において、経済構造の転換や国民生活の向上を背景とした保管工賃の高度化、多様化に適切に対応していく必要性が高まつてゐるのです。このような状況を踏まえ、「倉庫業法の部を改正する法律」が百五十一国会において成立し、平成十

三年六月八日に交付、改正倉庫業法の施行期日を定める政令が同年二月十九日に交付され、平成十四年四月一日から施行されることが決りました。

新しい法律では、倉庫業に係わる参入について、許可制から登録制へ、料金の事後届出、倉庫管理主任者の選任、事業改善命令、トランクルーム認定制度の創設等、規制緩和及び倉庫業法の再構築がなされております。

許可制から登録制へ

更に、料金掲示義務等を課していまして、この料金等の掲示について、は、今回の料金制度の改正に鑑みて、より機動的な料金設定ができるように、消費者から收受するもの以外の料金については掲示義務を課さないこととなります。

倉庫業を営む者は責任をもつて事業を運営し、責任体制をはつきりさせなければならないというのが、倉庫管理主任者の制度になります。

料金の事前届出の
廃止及び事業改善命令

実施の三十日前に届出する事前届出制度でしたが、今回の改正で法律上の制度としては廃止することとなりました。基本的には、料金についても、現行では、

料金の変更については法律上明記をし、更に料金変更以外でも必要に応じていろいろな命令が出せるという規定になつています。

倉庫管理主任者の選任

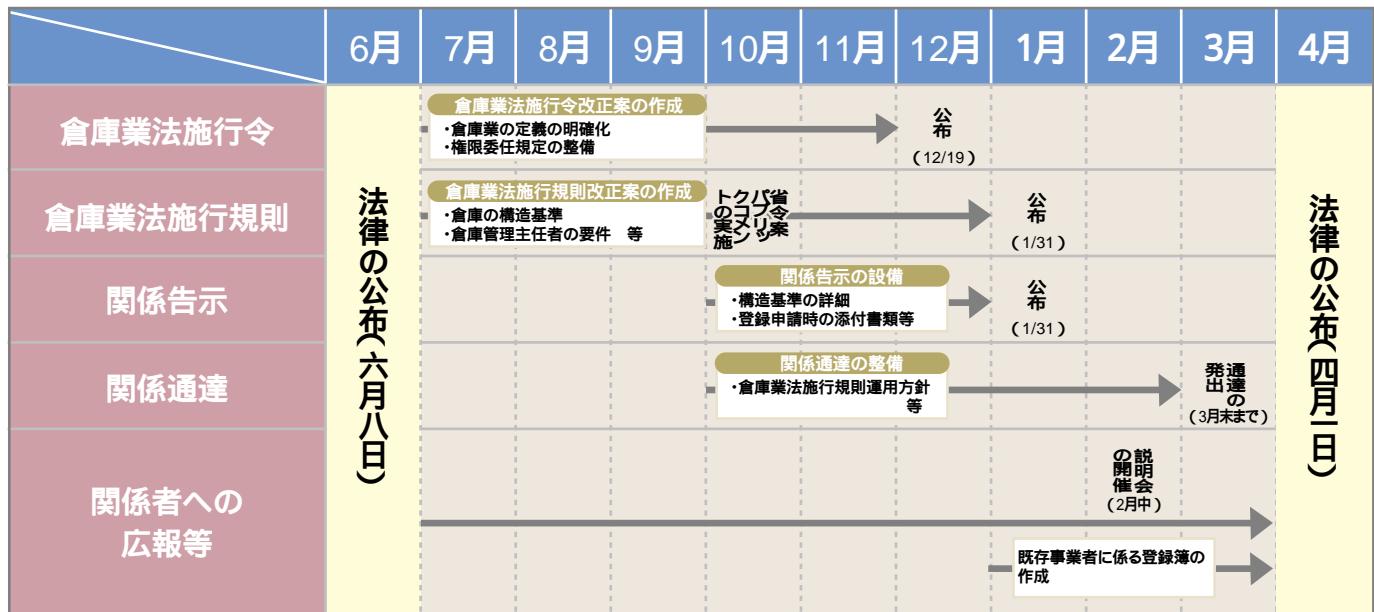
現行の許可制（要件・欠格事由、構造設備基準、事業遂行能力）から登録制（要件・欠格事由、施設設備基準、倉庫管理主任者）に改めることとし、登録の申請がある場合においては、倉庫の施設または設備が一定の基準に適合しない場合、倉庫管理主任者等を確實に選任すると認められない場合等登録拒否要件に該当する場合を除くほか、倉庫業者の登録をしなければならないこととしています。

従来行政裁量の余地があつたものを、規制緩和の観点から行政の裁量を極力排除し、客観的な基準の基に登録するという制度になつています。

トランクルーム制度（注1）

トランクルーム制度については、どちらかといえば、企業対企業の取引を前提としたものであります。しかし、ながら、倉庫業についても一般消費者を相手にしている部分があり、その部分がトランクルームといふ位置付けになつています。そこ

●倉庫業法の一部を改正する法律の施行までのスケジュール



●倉庫業法等改正に伴う制度の相違点

新		旧	
参入規制	登録制 要件: 欠格事由 施設設備基準 倉庫管理主任者	許可制 要件: 欠格事由 構造設備基準 事業遂行能力	
届出命令 料金	事後届出 事業改善命令 (実体料金に対する命令)	事前届出 変更命令 (届出料金に対する命令)	
掲示義務 届出 料金	掲示義務 (消費者から收受するものに限る)	掲示義務	第二点はトランクルームに関する事象が起こります。例えば倉庫業者ではない者
約款 トランクルーム	事前届出 掲示義務	法律 運輸省告示 非商品の保管を恒常的に行う倉庫業(トランクルームサービス)の用に供する一類倉庫	トランクルーム制度が創設されました。今回、告示という任意の制度からしっかりととした法律に基づく制度にするため、優良トランクルーム認定制度を法律上に位置付けることとなりました。
強制力あり (基準維持義務、名称使用制限)	任意制度		トランクルームは、昭和六年頃に東京で歌舞伎役者、芸人及び資産家の衣装や美術品等の高価品を預かるという形でスタートしたといわれている。
その他	・事業改善命令 ・発券業務廃止届出 ・倉庫業を営む者以外の者による人を誤認させる行為の禁止 ・無登録倉庫業者に対する報告徴収・立入検査 ・罰則の強化		その後四十年代に入つて一般化し始め、五十年代後半に入つてからは首都圏を中心に急速な進展をみせている。

で、今回の法改正では、消費者保護の規制措置を定めることとなりました。そのひとつが優良トランクルーム制度の創設です。昭和六十一年に標準倉庫寄託約款とならんでトランクルームサービス約款が定められて、平成三年告示で、トランクルーム制度が創設されました。今回、告示という任意の制度からしっかりととした法律に基づく制度にするため、優良トランクルーム認定制度を法律上に位置付けることとなりました。

第二点はトランクルームに関する事象が起こります。例えば倉庫業者ではない者による倉庫における保管によるものと誤認させるような表示や広告、その他の誤認行為を禁止する制度、これを今回の新しい倉庫業の中に盛り込んであります。

1

トランクルームとは、原材料や工業製品等のよきな最終的に売買を目的とした物品を保管するものではなく、一般消費者や企業を対象として、家財、衣類、毛皮、美術骨董品、書類、磁気テープ等小口の非商品を行つサービスである。トランクルームの営業は、昭和六年頃に東京で歌舞伎役者、芸人及び資産家の衣装や美術品等の高価品を預かるという形でスタートしたといわれている。

その後四十年代に入つて一般化し始め、五十年代後半に入つてからは首都圏を中心に急速な進展をみせている。

